

指定管理業務点検・評価シート（令和2年度業務）

令和3年7月20日

| | | | |
|--------|--------------|------|---------------------|
| 施設名 | 農村総合研修所 | 所在地 | 倉吉市大原字宮ノ下632-4 |
| 施設所管課名 | 農林水産部農林水産政策課 | 連絡先 | 0857-26-7589 |
| 指定管理者名 | 鳥取県農業協同組合中央会 | 指定期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 |

1 施設の概要

| | |
|-------|--|
| 設置目的 | 農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資する。 |
| 設置年月日 | 昭和59年10月 1日 |
| 施設内容 | ○敷地面積：3,506㎡ ○建物面積：研修施設 1,172㎡ 宿泊施設 544㎡ 渡り廊下 56㎡ ○施設内容：研修施設 研修室3、演習室3、農業情報室、会議室、図書室、資料展示室 宿泊施設 洋室14、和室1（宿泊定員30名） |
| 利用料金 | 別紙のとおり |
| 開館時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| 休館日 | 土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～15日） （休所日であっても臨時開所できる場合があります） |

2 指定管理者が行う業務

| | |
|---------|---|
| 委託業務の内容 | ○施設設備の保守管理及び修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務 ○その他管理施設の管理に必要な業務（管理施設の受付及び案内、備品等の管理等、利用指導又は操作、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進） |
|---------|---|

3 施設の管理体制

| | |
|------|---|
| | 正職員：2人、臨時職員：1人、非常勤職員1人　〔計　4人〕 |
| 管理体制 | 所長（正職員1）　— 施設の管理運営（正職員1） — 施設の受付、接客、その他日常管理（臨時職員1） — 緊急時の対応（非常勤職員1） |

4 施設の利用状況

| 利用者数（人） | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------|-----|----|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | 2年度 | | 8 | 26 | 101 | 173 | 131 | 249 | 264 | 427 | 237 | 72 | 252 | 44 |
| 元年度 | | 43 | 410 | 473 | 333 | 329 | 228 | 414 | 387 | 250 | 153 | 258 | 75 | 3,353 |
| 増減 | △ | 35 | △384 | △372 | △160 | △198 | 21 | △150 | 40 | △13 | △81 | △6 | △31 | △1,369 |

| 利用料金収入（千円） | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------|-----|----|------|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| | 2年度 | | 6 | 11 | 33 | 168 | 148 | 63 | 86 | 156 | 91 | 20 | 80 | 19 |
| 元年度 | | 12 | 135 | 167 | 88 | 112 | 80 | 82 | 88 | 60 | 33 | 63 | 12 | 932 |
| 増減 | △ | 6 | △124 | △134 | 80 | 36 | △17 | 4 | 68 | 31 | △13 | 17 | 7 | △51 |

5 収支の状況

| 区 分 | | 2 年度 | 元年度 | 増 減 | |
|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入 | 事業収入 | 研修棟利用料 | 880,790 | 931,462 | △ 50,672 |
| | | 宿泊棟利用料 | 0 | | 0 |
| | | 小 計 | 880,790 | 931,462 | △ 50,672 |
| | 事業外収入 | 中央会助成 | 1,672,203 | 1,876,979 | △ 204,776 |
| | | 自動販売機収入 | 0 | 0 | 0 |
| | | 雑収入 | 157,890 | 51,673 | 106,217 |
| | | 小 計 | 1,830,093 | 1,928,652 | △ 98,559 |
| 計 | | 2,710,883 | 2,860,114 | △ 149,231 | |
| 支出 | 業務費 | 432,197 | 315,271 | 116,926 | |
| | 施設費 | 1,980,556 | 2,108,404 | △ 127,848 | |
| | 雑費 | 9,105 | 4,417 | 4,688 | |
| | 利用支出 | 289,025 | 432,022 | △ 142,997 | |
| | 給与手当 | | | 0 | |
| | 法定福利費 | | | 0 | |
| | 計 | 2,710,883 | 2,860,114 | △ 149,231 | |
| 収 支 差 額 | | 0 | 0 | | |

6 労働条件等

| 確認項目 | 状況 | | | 備考 |
|-------------------|-------------------|--------|-------|--|
| | 正職員 | 非常勤職員 | 臨時職員 | |
| 雇用契約 ・ 労使協定 | 労働条件の書面による提示 | | | ※書面の名称を記入 |
| | 就業規則の作成状況 | | | ※常時10人以上の労働者を 起床する場合は作成、届出が 必要 |
| | 労使協定の締結状況 | | | ※労働基準監督署長への届 出が必要な協定の有無 |
| 労働時間 | 所定労働時間 | | | ※幅がある場合は上限、下限 を記入 |
| | 時間管理の手法 | | | ※タイムカード、ICカード、自 己申告、使用者の現認などの 別を記入 |
| | 休暇、休日の状況 | | | ※幅がある場合は上限、下限 を記入 |
| 給与 | 給与金額 | | | ※平均月額を記入 |
| | 最低賃金との比較 | | | ※適否を記入 |
| | 支払い遅延等の有無 | | | ※有無を記入 |
| 安全衛生 | 一般健康診断の実施 | | | |
| | 産業医の選任 | 選任の要否： | 選任状況： | ※規模の要件あり |
| | 安全管理者の選任 | 選任の要否： | 選任状況： | ※業種・規模の要件あり |
| | 衛生管理者の選任 | 選任の要否： | 選任状況： | ※規模の要件あり |
| | 安全衛生推進者（衛生推進者）の選任 | 選任の要否： | 選任状況： | ※業種・規模の要件あり |

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条の5の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

| 種別 | 業種 | 規模（常時使用する労働者数） |
|---------|--|---------------------|
| 産業医 | 全ての業種 | 50人以上 |
| 安全管理者 | 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 50人以上 |
| 衛生管理者 | 全ての業種 | 50人～200人（1人選任） |
| | | 201人～500人（2人選任） |
| | | 501人～1,000人（3人選任） |
| | | 1,001人～2,000人（4人選任） |
| | | 2,001人～3,000人（5人選任） |
| | | 3,001人以上（6人選任） |
| 安全衛生推進者 | 安全管理者と同じ | 10人以上50人未満 |
| 衛生推進者 | 安全管理者の選任を要する業種以外の業種 | 10人以上50人未満 |

7 サービスの向上に向けた取組み

| 区 分 | 取 組 み 内 容 |
|------|--|
| 休所日 | 要望があれば休所日にも臨時開所できるようにした（平成18年9月から）。 開所時間についても、要望があれば延長対応している。 |
| 利用料金 | ・宿泊に係る利用料金：「素泊まり」、「朝食なし」、「夕食なし」など詳細に設定（導入前：1泊2食付のみ）（平成30年4月から）。 ・身体障がい者等が施設を利用する場合、減免1/2（導入前：減免なし）（平成18年4月から）。 ・障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が施設を利用する場合、減免1/2（導入前：減免なし）（平成29年8月から）。 |

8 利用者意見への対応

| | |
|------------|--|
| 利用者意見の把握方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設で行う利用者アンケート ・県への「県民の声」による意見受付 ・施設管理者のホームページから意見受付 |
|------------|--|

| 利用者からの苦情・要望 | 対 応 状 況 |
|-------------|---------|
| 該当なし | |
| | |
| | |
| | |

| 利用者からの積極的な評価 |
|--------------|
| 特になし |

9 指定管理者による自己点検

| |
|---|
| <p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>○研修所で開催される研修会等の機会をとらえて、利用についてPRし、利用促進に努めた。 ○休所日の臨時開所、開所時間の延長に対応し、利用者の利便を図った。 ○利用団体の薦めにより新規の団体の利用のためのPR活動を行った。</p> |
| <p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <p>○JA系統以外の幅広い活用 ○宿泊施設の幅広い活用 ○施設設備の老朽化による修繕箇所の増</p> |

10 施設所管課による業務点検

| 項 目 | 評 価 | 点 検 結 果 |
|---|-----|--|
| [施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 | 3 | ○日常清掃、定期清掃、保安警備等適正に実施されている。 ○研修所の裏の危険区域へ立入禁止の立看板を設置するなど、自主的に事故防止措置を行っている。 ○常在職員が、定期的に施設周辺の清掃を行い、施設の維持管理に努めている。 |
| [施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施 | 3 | ○利用の許可、利用料金の徴収等適正に実施されている。 ○利用者への措置命令の事例はなし。 |
| [その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 | 3 | ○常勤の職員により適正に実施されている。 |
| [利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 | 3 | ○開所時間、休所日、利用料金等適正に実施されている。 ○休所日でも要望があれば臨時開所できるようにしたり、宿泊料金を細分化するなど、利用者の利便向上を図っている。 ○インターネット・電子メールを利用した申し込みに対応しており、利用者の希望に応えている。 ○利用者意見の把握・対応について、利用者アンケートの拡充など、より積極的な取組が期待される。 |
| [収入支出の状況] | 3 | ○新型コロナウイルスの影響により、宿泊棟の利用が無く収入が減。今後に向け、利用を向上させる対策を検討していただきたい。 ○支出については、電力調達を見直すなど、管理運営費の縮減に努めている。 |
| [職員の配置] ○組織内に所長を1名配置 ○受付業務に常時1名以上配置 | 3 | ○所長及び受付業務の常勤職員を適正に配置している。 |
| [会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など) | 3 | ○不適正事案、事故等該当なし ○内部監査の結果指摘事項なし ○利用料金等の徴収業務等適切に処理 ○規程整備済み |
| [関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例) | 3 | ○関係法令に係る行政指導等は該当なし。 ○県内業者を優先に発注している。 |
| [県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注 | 3 | ○鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている。 |
| [その他] ○施設内完全分煙 | 3 | ○平成18年9月から建物内は完全禁煙。 ○今後は敷地内完全禁煙の検討をされたい(現在は屋外喫煙所1箇所)。 |
| 総 括 | 3 | |

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。